

厚生労働省発健 1013 第3号
令和 4 年 10 月 13 日

各 都道府県知事 殿

厚 生 労 働 大 臣
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について

今般、別紙のとおり、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月 16 日付け厚生労働省発健 0216 第1号厚生労働大臣通知)について、その一部を改正することとしたため、管内市町村長へ速やかに伝達すること。

各 $\left(\begin{array}{c} \text{市 町 村 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right)$ 殿

厚 生 労 働 大 臣
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について

今般、厚生科学審議会において、以下の内容について妥当との結論が得られたことから、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月 16 日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知)の一部を別紙のとおり改正し、別紙1の改正は令和4年 10 月 13 日から、別紙2の改正は同月 24 日から適用する。

なお、改正内容は下記のとおりである。

記

第1 別紙1の改正

- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回接種において使用するワクチンから、コロナウイルス(SARS—CoV—2)ワクチン(遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター)(令和3年 5 月 21 日にアストラゼネカ株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。)第 14 条の承認を受けたものに限る。)を削る。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和4年秋開始接種において使用するワクチンに、コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和4年1月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたもの(初回接種及び第一期追加接種において使用するワクチンとして掲げるものを除く。))であって、トジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。)を加え、その対象者を 12 歳以上の者とする。

第2 別紙2の改正

- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の対象者について、現在は市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に居住する5歳以上の者としているところ、市町村の区域内に居住する生後6月以上の者とする。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回接種において使用するワクチンに、コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和4年 10 月 5 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)を加え、その対象者を1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者とする。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）
（令和 3 年 2 月 1 6 日厚生労働省発健 0 2 1 6 第 1 号 厚生労働大臣通知）

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	現 行								
新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示） 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）附則第 7 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。 記 1 （略） 2 （略） 3 使用するワクチン （1）初回接種 初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記 1 のうち同表の右欄に掲げる者（既に第一期追加接種、第二期追加接種又は令和 4 年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。 <table border="1" data-bbox="230 1002 1048 1437"> <tr> <td data-bbox="230 1002 633 1332"> コロナウイルス修飾ウリジン R NA ワクチン（SARS-CoV-2）（令和 3 年 2 月 14 日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 14 条の承認を受けたものに限る。） </td><td data-bbox="633 1002 1048 1332">12 歳以上の者</td></tr> <tr> <td data-bbox="230 1332 633 1437"> コロナウイルス修飾ウリジン R NA ワクチン（SARS-CoV-2）（令和 3 年 5 月 21 日に </td><td data-bbox="633 1332 1048 1437">12 歳以上の者</td></tr> </table>	コロナウイルス修飾ウリジン R NA ワクチン（SARS-CoV-2）（令和 3 年 2 月 14 日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 14 条の承認を受けたものに限る。）	12 歳以上の者	コロナウイルス修飾ウリジン R NA ワクチン（SARS-CoV-2）（令和 3 年 5 月 21 日に	12 歳以上の者	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示） 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）附則第 7 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。 記 1 （略） 2 （略） 3 使用するワクチン （1）初回接種 初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記 1 のうち同表の右欄に掲げる者（既に第一期追加接種、第二期追加接種又は令和 4 年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。 <table border="1" data-bbox="1182 1002 2000 1437"> <tr> <td data-bbox="1182 1002 1585 1332"> コロナウイルス修飾ウリジン R NA ワクチン（SARS-CoV-2）（令和 3 年 2 月 14 日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 14 条の承認を受けたものに限る。） </td><td data-bbox="1585 1002 2000 1332">12 歳以上の者</td></tr> <tr> <td data-bbox="1182 1332 1585 1437"> コロナウイルス修飾ウリジン R NA ワクチン（SARS-CoV-2）（令和 3 年 5 月 21 日に </td><td data-bbox="1585 1332 2000 1437">12 歳以上の者</td></tr> </table>	コロナウイルス修飾ウリジン R NA ワクチン（SARS-CoV-2）（令和 3 年 2 月 14 日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 14 条の承認を受けたものに限る。）	12 歳以上の者	コロナウイルス修飾ウリジン R NA ワクチン（SARS-CoV-2）（令和 3 年 5 月 21 日に	12 歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジン R NA ワクチン（SARS-CoV-2）（令和 3 年 2 月 14 日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 14 条の承認を受けたものに限る。）	12 歳以上の者								
コロナウイルス修飾ウリジン R NA ワクチン（SARS-CoV-2）（令和 3 年 5 月 21 日に	12 歳以上の者								
コロナウイルス修飾ウリジン R NA ワクチン（SARS-CoV-2）（令和 3 年 2 月 14 日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 14 条の承認を受けたものに限る。）	12 歳以上の者								
コロナウイルス修飾ウリジン R NA ワクチン（SARS-CoV-2）（令和 3 年 5 月 21 日に	12 歳以上の者								

〈改正後〉

〈現 行〉

武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、イムエラソメランを含まないものに限る。)		武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、イムエラソメランを含まないものに限る。)	
(削る)	(削る)	<u>コロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター）（令和3年5月21日にアストラゼネカ株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）</u>	<u>18歳以上の者（18歳以上40歳未満の者にあつては、接種の必要がある場合に限る。）</u>
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものに限る。）	1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者	コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものに限る。）	1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者
組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者	組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者
(2) (略)		(2) (略)	
(3) (略)		(3) (略)	
(4) 令和4年秋開始接種		(4) 令和4年秋開始接種	
令和4年秋開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。		令和4年秋開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。	
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであ	18歳以上の者	コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであ	18歳以上の者

〈改正後〉

〈現 行〉

って、エラソメラン及びイムエ ラソメランを含むものに限る。)		って、エラソメラン及びイムエ ラソメランを含むものに限る。)	
コロナウイルス修飾ウリジンR NAワクチン（SARS-Co V-2）（令和4年1月21日に ファイザー株式会社が法第14 条の承認を受けたもの（（1） 及び（2）に掲げるものを除く。） であって、トジナメラン及びリ ルトジナメランを含むもの又は <u>トジナメラン及びファムトジナ メランを含むもの</u> に限る。）	12 歳以上の者	コロナウイルス修飾ウリジンR NAワクチン（SARS-Co V-2）（令和4年1月21日に ファイザー株式会社が法第14 条の承認を受けたもの（（1） 及び（2）に掲げるものを除く。） であって、トジナメラン及びリ ルトジナメランを含むものに限 る。）	12 歳以上の者

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）
（令和 3 年 2 月 1 6 日厚生労働省発健 0 2 1 6 第 1 号 厚生労働大臣通知）

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	現 行								
新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示） 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）附則第 7 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。 記 1 対象者 貴市町村（特別区を含む。）の区域内に居住する<u>生後 6 月以上</u>の者。 2 （略） 3 使用するワクチン （1）初回接種 初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記 1 のうち同表の右欄に掲げる者（既に第一期追加接種、第二期追加接種又は令和 4 年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。 <table border="1" data-bbox="230 1038 1048 1437"> <tr> <td data-bbox="230 1038 633 1369">コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）（令和 3 年 2 月 14 日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 14 条の承認を受けたものに限る。）</td><td data-bbox="633 1038 1048 1369">12 歳以上の者</td></tr> <tr> <td data-bbox="230 1369 633 1437">コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）（令和 3 年 2 月 14 日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 14 条の承認を受けたものに限る。）</td><td data-bbox="633 1369 1048 1437">12 歳以上の者</td></tr> </table>	コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）（令和 3 年 2 月 14 日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 14 条の承認を受けたものに限る。）	12 歳以上の者	コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）（令和 3 年 2 月 14 日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 14 条の承認を受けたものに限る。）	12 歳以上の者	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示） 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）附則第 7 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。 記 1 対象者 貴市町村（特別区を含む。）の区域内に居住する<u>5 歳以上</u>の者。 2 （略） 3 使用するワクチン （1）初回接種 初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記 1 のうち同表の右欄に掲げる者（既に第一期追加接種、第二期追加接種又は令和 4 年秋開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。 <table border="1" data-bbox="1182 1038 2000 1437"> <tr> <td data-bbox="1182 1038 1585 1369">コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）（令和 3 年 2 月 14 日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 14 条の承認を受けたものに限る。）</td><td data-bbox="1585 1038 2000 1369">12 歳以上の者</td></tr> <tr> <td data-bbox="1182 1369 1585 1437">コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）（令和 3 年 2 月 14 日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 14 条の承認を受けたものに限る。）</td><td data-bbox="1585 1369 2000 1437">12 歳以上の者</td></tr> </table>	コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）（令和 3 年 2 月 14 日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 14 条の承認を受けたものに限る。）	12 歳以上の者	コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）（令和 3 年 2 月 14 日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 14 条の承認を受けたものに限る。）	12 歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）（令和 3 年 2 月 14 日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 14 条の承認を受けたものに限る。）	12 歳以上の者								
コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）（令和 3 年 2 月 14 日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 14 条の承認を受けたものに限る。）	12 歳以上の者								
コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）（令和 3 年 2 月 14 日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 14 条の承認を受けたものに限る。）	12 歳以上の者								
コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）（令和 3 年 2 月 14 日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 14 条の承認を受けたものに限る。）	12 歳以上の者								

〈改正後〉

〈現 行〉

V-2) (令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、イムエラソメランを含まないものに限る。)		V-2) (令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、イムエラソメランを含まないものに限る。)	
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン (SARS-CoV-2) (令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものに限る。)	1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者	コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン (SARS-CoV-2) (令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものに限る。)	1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者
組換えコロナウイルス (SARS-CoV-2) ワクチン (令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)	12歳以上の者	組換えコロナウイルス (SARS-CoV-2) ワクチン (令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)	12歳以上の者
<u>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン (SARS-CoV-2) (令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)</u>	<u>1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者</u>	(新設)	(新設)
(2) (略)		(2) (略)	
(3) (略)		(3) (略)	
(4) (略)		(4) (略)	

(別紙1の改正後全文)

厚生労働省発健0216第1号
令和3年2月16日
一部改正 厚生労働省発健0521第2号
令和3年5月21日
一部改正 厚生労働省発健0531第3号
令和3年5月31日
一部改正 厚生労働省発健0802第2号
令和3年8月2日
一部改正 厚生労働省発健1116第5号
令和3年11月16日
一部改正 厚生労働省発健1217第1号
令和3年12月17日
一部改正 厚生労働省発健0221第5号
令和4年2月21日
一部改正 厚生労働省発健0325第4号
令和4年3月25日
一部改正 厚生労働省発健0525第1号
令和4年5月25日
一部改正 厚生労働省発健0722第10号
令和4年7月22日
一部改正 厚生労働省発健0906第5号
令和4年9月6日
一部改正 厚生労働省発健0916第7号
令和4年9月16日
一部改正 厚生労働省発健1013第2号
令和4年10月13日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{市 町 村 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働大臣
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)

予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コ

コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

1 対象者

貴市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に居住する5歳以上の者。

2 期間

令和3年2月 17 日から令和5年3月 31 日まで

3 使用するワクチン

(1) 初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者(既に第一期追加接種、第二期追加接種又は令和4年秋開始接種を受けたものを除く。)に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年2月 14 日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。)第 14 条の承認を受けたものに限る。)	12 歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年5月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものであって、イムエラソメランを含まないものに限る。)	12 歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和4年1月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものに限る。)	1回目の接種時において5歳以上 12 歳未満の者
組換えコロナウイルス(SARS—CoV—2)ワクチン(令和4年4月 19 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	12 歳以上の者

(2) 第一期追加接種

第一期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者(既に第二期追加接種又は令和4年秋開始接種を受けたものを除く。)に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年2月14日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)	12歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、イムエラソメランを含まないものに限る。)	18歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものに限る。)	5歳以上12歳未満の者
組換えコロナウイルス(SARS—CoV—2)ワクチン(令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)	18歳以上の者

(3) 第二期追加接種

第二期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者(既に令和4年秋開始接種を受けたものを除く。)に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年2月14日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)	18歳以上の者(18歳以上60歳未満の者にあっては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、イムエラソメランを含まないものに限る。)	18歳以上の者(18歳以上60歳未満の者にあっては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)

(4) 令和4年秋開始接種

令和4年秋開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年5月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメランを含むものに限る。)	18 歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和4年1月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたもの((1)及び(2)に掲げるものを除く。)であって、トジナメラン及びリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。)	12 歳以上の者

以上

(別紙2の改正後全文)

厚生労働省発健0216第1号
令和3年2月16日
一部改正 厚生労働省発健0521第2号
令和3年5月21日
一部改正 厚生労働省発健0531第3号
令和3年5月31日
一部改正 厚生労働省発健0802第2号
令和3年8月2日
一部改正 厚生労働省発健1116第5号
令和3年11月16日
一部改正 厚生労働省発健1217第1号
令和3年12月17日
一部改正 厚生労働省発健0221第5号
令和4年2月21日
一部改正 厚生労働省発健0325第4号
令和4年3月25日
一部改正 厚生労働省発健0525第1号
令和4年5月25日
一部改正 厚生労働省発健0722第10号
令和4年7月22日
一部改正 厚生労働省発健0906第5号
令和4年9月6日
一部改正 厚生労働省発健0916第7号
令和4年9月16日
一部改正 厚生労働省発健1013第2号
令和4年10月13日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{市 町 村 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働大臣
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)

予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コ

コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

1 対象者

貴市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に居住する生後6月以上の者。

2 期間

令和3年2月 17 日から令和5年3月 31 日まで

3 使用するワクチン

(1)初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者(既に第一期追加接種、第二期追加接種又は令和4年秋開始接種を受けたものを除く。)に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年2月 14 日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。)第 14 条の承認を受けたものに限る。)	12 歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年5月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものであって、イムエラソメランを含まないものに限る。)	12 歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和4年1月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものに限る。)	1回目の接種時において5歳以上 12 歳未満の者
組換えコロナウイルス(SARS—CoV—2)ワクチン(令和4年4月 19 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	12 歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和4年 10 月 5 日にファ	1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者

イザール株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	
--------------------------------	--

(2) 第一期追加接種

第一期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者(既に第二期追加接種又は令和4年秋開始接種を受けたものを除く。)に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年2月14日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)	12歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、イムエラソメランを含まないものに限る。)	18歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものに限る。)	5歳以上12歳未満の者
組換えコロナウイルス(SARS—CoV—2)ワクチン(令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)	18歳以上の者

(3) 第二期追加接種

第二期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者(既に令和4年秋開始接種を受けたものを除く。)に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年2月14日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)	18歳以上の者(18歳以上60歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年5月21日に武	18歳以上の者(18歳以上60歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新

田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、イムエラソメランを含まないものに限る。)	型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)
---	---

(4) 令和4年秋開始接種

令和4年秋開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメランを含むものに限る。)	18歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの((1)及び(2)に掲げるものを除く。))であって、トジナメラン及びリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。)	12歳以上の者

以上